政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県がシルバー人材センター利用契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第２項第２号の規定により次のとおり公表する。

令和７年３月 31 日

富山県知事　新　田　　八　朗

１　随意契約する事項

(1)役務の名称

中部厚生センター庁舎日常清掃業務

(2)役務の内容

中部厚生センター庁舎・構内日常清掃

・庁舎内　　約　　600 ㎡

・構　内　　約　1,300 ㎡

(3)役務の提供を受ける期間

令和７年４月１日　から　令和８年３月 31 日

２　契約の相手方の選定の基準

・地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであること。

・役務の提供を受ける場所に所在するシルバー人材センターであること。

３　契約の相手方の決定方法

該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条第２項第３号の規定により次のとおり公表する。

令和７年４月１日

富山県知事　新　田　　八　朗

１　随意契約に係る役務名

中部厚生センター庁舎日常清掃業務

２　随意契約をした室課の名称及び所在地

富山県中部厚生センター　中新川郡上市町横法音寺 40

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年４月１日

４　随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

中新川郡上市町湯上野 598 番地　公益社団法人上市町シルバー人材センター

５　随意契約に係る契約金額

年額 894,432 円

６　随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号に該当するため。